

令和8年度「女性のキャリア創出推進事業」業務委託仕様書

第1 目的

佐賀県は、近年、特に若年層（15～34歳）において転出超過が続いていること、地域の活力や将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、女性社長の比率は令和7年時点の統計で全国4位と高い水準にあるものの、その割合は全体の11.1%にとどまり、女性の挑戦や活躍の場が十分に広がっているとは言えない。

こうした現状と課題を踏まえ、佐賀県健康福祉部男女参画・女性の活躍推進課と佐賀県産業労働部産業政策課、さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）が連携し、主にビジネスにおける女性の多様な挑戦を後押しすることを目的とする。

本事業は、女性の活躍推進の視点と産業振興・スタートアップ支援の視点を融合させ、女性が在籍する企業の中でも、また自ら事業を起こす形でも“やりたい仕事”を実現できる環境づくりを推進する。女性が自らの可能性を最大限に發揮し、地域や社会に新たな価値をもたらすことで、佐賀県の産業やコミュニティの活性化、そして若年層の定着・還流につなげるとともに、「佐賀県を、女性が“やりたい仕事”を形にできるフィールドにする」ことを目指すものである。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。なお、業務効率化の観点から、WEB会議ツール等の活用も検討し、以下の項目に留意して業務を進めること。

- ・ この事業に関する事業を行う、佐賀県健康福祉部男女参画・女性の活躍推進課、産業労働部産業政策課、同企業立地課、同ものづくり産業課、佐賀県よろず支援拠点に加えて、アバンセ（佐賀県男女共同参画センター）のほか、県内の商工団体や金融機関、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県スマート化センター、大学や高校などの教育機関、さがHRラボ、佐賀市産業支援室、鳥栖市産業相談支援室などの支援機関と相互に協力して運営する体制を構築すること。
- ・ 本事業は、女性が事業や仕事を通じて挑戦し、次の行動を選択し、ステップアップしていく過程を後押しすることを目的とし、企業内のキャリアアップや新たな役割への挑戦、将来的な事業化・独立など、多様な進路を視野に入れた取組として実施する。そのため、男女参画・女性の活躍推進課とは RYO-FU BASE、産業政策課を含む四者間で連絡が取れる体制を整えるとともに、男女参画・女性の活躍推進課が企画する男女共同参画又は女性の活躍推進に係る事業とも連携すること。
- ・ 別途、RYO-FU BASEに配置するコンシェルジュについても、県内女性起業家やスタートアップシードの発掘、育成を担うこととしており、相互に連携・協力のうえ、取り組むこと。
- ・ イベント等を行う場合は、その講師の選定について地域人材の活用も検討すること。また、講師や参加者同士が円滑なコミュニケーションを図れるよう、デジタルツール等の活用も検討すること。
- ・ 取組については受託者の知見やリソース、チャネルを活用し、実効性のあるものを実施すること。

1 「交流」～女性の挑戦を後押しする交流イベントの開催～

県内企業で働く女性や県内女性起業家及び起業志望者等を対象に、以下の趣旨を踏まえた交流イベントを開催すること。イベント参加者には「2学び」、「3挑戦」への参加や男女参画・女性の活躍推進課の企画事業への参加を促し、「2学び」、「3挑戦」の参加者には当該交流イベントへの参加を促すこと。

- ・ 女性のキャリア形成・挑戦意欲を高めるテーマ設定（例：女性リーダー対談、異業種交流、地域課題解決×ビジネス等）
- ・ 県内企業・団体・支援機関との共催・協力による開催
- ・ 登壇者やファシリテーターとして県内外のロールモデルを招へいし、学びと刺激を与える構成とすること
- ・ イベントの中で、RYO-FU BASE が行う他プログラム（学び・挑戦）への導線を設けること
- ・ 交流イベントの内容は、受託者の知見やリソース、チャネルを活用し、実効性のあるものを実施すること

なお、具体的な業務内容としては以下のとおりとし、詳細は RYO-FU BASE と協議すること。

（1）miniJ300 の開催

県内で活躍する女性起業家および起業を志す女性を対象に、挑戦を可視化し、次の成長につなげることを目的として miniJ300 を開催すること。なお、「miniJ300」および「J300」は、女性社長.net が運営する全国的な女性起業家支援プログラムで、地域で活躍する女性経営者の発掘・可視化を目的に実施されている取り組みである。

本イベントでは、女性起業家の実践事例や新たな挑戦を共有するパネルディスカッション、県内企業との共創や協働をテーマとしたビジネスピッチセッションなどを実施し、アワード応募や事業化への挑戦を促す機運醸成を図ること。なお、情報の一方的な共有にとどまらず、参加者主体で双方向型のセッションとし、意見交換や学び合いが生まれる場を設計すること。

さらに、交流が生まれるプログラム構成を重視し、ネットワーク形成を促進すること。また、女性起業家のビジネス紹介や製品展示を行う交流ブース、支援機関・金融機関等による情報提供ブースを併設し、参加者がネットワークを広げるとともに、学び・資金調達・共創など次の挑戦へ進むための導線を明確にすること。

企画立案にあたっては、過去の miniJ300 開催実績を十分に踏まえ、成功事例や改善点を整理のうえ企画内容に反映すること。また、企画・登壇者選定・運営設計等については、RYO-FU BASE のコンシェルジュと十分に連携・協議し、県内女性起業家支援や女性活躍推進の全体方針との整合を図ること。

開催にあたっては、登壇者の多様性（業種・ステージ・地域）を確保し、県内女性のロールモデルを広く発信できる構成とすること。

（2）はたらく女性の異業種交流会の開催

多様な分野で活躍する女性（ロールモデル）との出会いと学びを通じて、県内で働く女性が自身のキャリアや挑戦の可能性を広げることを目的として「はたらく女性の異業種交流会」を開催すること。本イベントでは、県内企業や誘致企業とのトップ層、県内で活

躍する女性起業家や企業に属する女性等、ロールモデルとなり得る女性と、県内で働く女性が一堂に会し、参加者が自身のキャリア形成や組織・地域での挑戦を考える契機となる場を提供する。具体的には、ロールモデルによる実践的な事例紹介、イントreprena（企業内での新事業創出）等の実践事例、さらには企業・行政・地域を横断した共創トークセッションなどを実施し、県内企業や参加者とのネットワーク形成と意識の醸成を図ること。企画立案にあたっては、男女参画・女性の活躍推進課が過去に開催している「はたらく若手女子の異業種交流会」や他自治体、民間などの事例を十分に参考とし、成功要素や改善点を踏まえてプログラム内容をブラッシュアップすること。また、男女参画・女性の活躍推進課と密に連携・協議し、県全体の女性施策との整合を確保するとともに、登壇者・テーマ設定の方向性を共有して進めること。

（3） その他の交流企画の実施

上記（1）および（2）の取組に加え、本事業の目的である「佐賀県を、女性が“やりたい仕事”を形にできるフィールドにする」ことに資する交流機会として、新たな視点や対象層を取り入れた効果的なイベント・交流企画を提案・実施すること。例えば、若手女性社員や学生、子育て・介護等の両立期にある女性、管理職に起用されて日が浅い女性など、従来の起業・キャリア層だけでなく様々な層を対象とした小規模ワークショップやネットワーキング、県内企業や支援機関と連携したテーマ別交流会（例：デジタル活用、地域課題解決、スタートアップ連携等）などを想定する。企画にあたっては、本事業全体の方針・対象・時期との整合を図り、RYO-FU BASE と十分に協議のうえ内容を決定すること。

（4） 参加者確保と会場運営

上記（1）では50名以上、（2）では100名以上の参加者確保を目標とし、受託者が主催する場合には会場の選定と確保について責任を持って実施すること。その他の交流企画に関しては、より深い対話や密なネットワーク形成を促進し、多様なニーズにこたえる場を想定しており、各回5名以上の参加者確保を目標とすること。

（5） 事業の効果的な周知

当事業が広く認知されるよう、効果的な周知（事業名等も含む）を行うこと。周知方法については具体的な内容を提案書に記載すること。

2 「学び」～挑戦につながる学びの機会の提供～

県内企業で働く女性や女性起業家、起業を志す女性を対象に、挑戦に必要な知識・スキルを身につけ、次の実践に踏み出すための学びの機会を提供すること。その上で「3 挑戦」への参加を促すこと。

- ・ 実践的かつ段階的に学べるプログラム構成（例：基礎スキル講座、専門分野別講座、実践演習）とすること。
- ・ 女性が直面しやすい課題（両立、リーダーシップ、プレゼン力、デジタルスキル、アンコンシャスバイアス等）に対応した内容を含めること。
- ・ 県内企業や専門家、支援機関との連携により、現場の課題や成功事例を学べる内容とすること。
- ・ 講師・メンターには県内外のロールモデル人材を登用し、多様なキャリア・挑戦事例を共有すること。

- ・ 受講者が修了後もネットワークを継続できるよう、コミュニティ形成やフォローアップの仕組みを設けること。

なお、具体的な業務内容としては以下のとおりとし、詳細は RYO-FU BASE と協議すること。

(1) 女性スキルアップセミナーの実施

起業、企業内キャリアアップ、地域活動など、多様な挑戦を目指す女性を対象に、実践的スキルの習得と挑戦に踏み出す自信の醸成を目的として「女性スキルアップセミナー」を実施すること。本講座では、リーダーシップ、チームビルディング、プレゼンテーション、コミュニケーション、プランディング、生成 AI やデジタル活用などの実務スキルに加え、服装論、話し方、メイク、立ち居振る舞いなど、印象形成や自己表現に関する内容も取り入れ、参加者が自信を持って自分らしく挑戦できる力を身につけることができる構成とすること。セミナーは6回以上を基本とし、基礎から応用まで段階的に学べる体系とすること。受講者同士の交流を促進し、学びを通じて相互に刺激し合えるコミュニティを形成すること。また、RYO-FU BASE コンシェルジュおよび講師陣と連携し、参加者の属性・目的に応じて柔軟に内容を調整すること。さらに、他機関で実施する「女性起業塾」および「経営者塾」等との連携や差別化することで一貫して支援する体系的な仕組みを構築すること。

なお、うち1回は、令和8年7月に、SAGA アリーナ（佐賀市）で開催予定のイベント企画として実施することを想定し、会場装飾費等の必要経費を見込むこと。

(2) 女性起業塾の実施

起業を志す女性および創業間もない女性経営者を対象に、事業化に必要な知識と実践力を体系的に習得し、ビジネスプランを構築することを目的として「女性起業塾」を実施すること。本講座では、事業アイデアの整理、顧客理解、収支計画、マーケティング、販路開拓、補助金活用、ピッチ練習など、創業に必要な内容を実践的に学び、各自のビジネスプランを完成させることを目指す。講座は6回以上を基本とし、ワークショップ形式で双方向的に進行すること。講師はよろず支援拠点の専門家などとし、メンターには実践的なアドバイスを受けられる環境を整えること。また、よろず支援拠点、商工団体、金融機関等との連携を図り、創業支援施策や専門家相談等への導線を設けること。さらに、女性スキルアップ塾修了者が次のステップとして本講座に参加できるよう、受講者間の連続性と成長実感を重視した運営とすること。企画立案にあたっては、よろず支援拠点が実施する「女性起業塾」の運営実績やノウハウを参考とすること。

(3) その他の学びプログラムの実施

上記（1）（2）の取組に加え、本事業の目的である「佐賀県を、女性が“やりたい仕事”を形にできるフィールドにする」ことに資する学びの機会として、新たな対象層やテーマを取り入れたプログラムを提案・実施すること。例えば、若手社員向けキャリア形成講座、地域課題をテーマにしたビジネスデザイン講座、リーダー層向けマネジメント研修、スタートアップ支援者との連携講座などを想定する。企画にあたっては、RYO-FU BASE と十分に協議し、他の「交流」「挑戦」フェーズとの整合を図り、学びから実践への一連の流れを意識した構成とすること。

(4) 参加者確保と会場運営

上記（1）では20名以上、（2）では50名以上の参加者確保を目標とし、受託者が主催する場合には会場の選定・確保に責任を持って実施すること。その他の学びプログラムに

関しては、各回5名以上の参加者確保を目標とすること。

(5) 事業の効果的な周知

受講者募集にあたっては、RYO-FU BASE 公式サイト、SNS、関係団体のネットワーク等を活用し、幅広い層に訴求できる効果的な広報を行うこと。周知方法については具体的な内容を提案書に記載すること。

3 「挑戦」～学びを実践につなげる挑戦プログラムの実施～

県内企業や誘致企業と連携し、新たな事業機会や協働プロジェクトを生み出すことを目的とした実践型プログラムを実施すること。本プログラムは、「1 交流」および「2 学び」で得た知識・ネットワークを活かし、参加者自身の発想や感性を企業の新商品開発、サービス改善、地域課題の解決等に活かすことを狙いとする。

- ・ 県内企業・誘致企業・支援機関等との連携を図り、実際の経営・製品・人材活用などのテーマを募集し、女性人材との共創を促すこと。
- ・ 女性起業家や企業で働く女性など多様な立場の参加者がチームを組み、アイデアを出し合って解決策を提案する「共創ワークショップ」を開催すること。
- ・ 共創の成果を共有する発表会を実施し、優れた取組を県内外に発信するとともに、企業支援施策やアワード挑戦支援へとつなげること。
- ・ プログラム全体を通して、挑戦する女性同士のネットワーク形成を促し、実践力と自信を育むこと。

(1) 共創ワークショップの実施

県内企業や誘致企業から経営・製品・人材活用などの具体的テーマを募集し、参加女性チームが課題解決のためのアイデアを創出・提案する「共創ワークショップ」を開催すること。提案内容は、企業との対話やフィードバックを重ねながらブラッシュアップを行い、最終的に「共創発表会」で成果を発表できる構成とすること。本取組により、女性の柔軟な発想と企業の実践知を掛け合わせ、県内企業の新たな価値創出につなげること。

(2) アワード挑戦支援・成果発信

本プログラムを通じて生まれた成果や参加者による多様な挑戦について、起業・事業化に限らず、企業内での新たな取組や共創プロジェクト、社会的価値の創出等も含め、各種アワード（例：J300 アワード、女性起業家大賞等）や表彰制度、ビジネスプランコンテスト、ピッチイベント等への応募・登壇を後押しすること。対象とするアワードは、J300 アワードや女性起業家向け表彰に加え、イントレプレナー、共創、イノベーション、地域課題解決等を評価する制度も含め、参加者の挑戦内容に応じて幅広く検討するものとし、委託期間中に8件以上エントリーすること。受講者・参加者に対しては、各種アワードやコンテストに関する情報提供、応募書類や提案資料の作成支援、メンタリング、模擬ピッチ等のサポートを行うこと。また、優れた挑戦事例については、RYO-FU BASE 公式サイトやSNS、報道等を通じて県内外に広く発信し、挑戦する女性のロールモデルを提示すること。

(3) 企画・運営上の留意事項

- ・ 企画立案にあたっては、RYO-FU BASE コンシェルジュ、ものづくり産業課、企業立地課等とも連携し、企業ニーズの把握とプログラム内容の整合を図ること。
- ・ 過去の共創事業や発表会等の成果を十分に参考とし、成功要素・改善点を踏まえてブラッシュアップすること。

- ・ 登壇企業および参加者の多様性（業種・規模・地域・年代）を確保し、県全体に波及するプログラム構成とすること。

(4) 参加者確保と会場運営

各ワークショップ・発表会では原則 10 名程度の参加者確保を目標とし、受託者が主催する場合には会場選定・運営について責任を持って実施すること。

(5) 事業の効果的な周知

当プログラムの趣旨と成果が広く県内企業や県民に浸透するよう、RYO-FU BASE 公式サイトや SNS 等を活用した効果的な広報を行うこと。周知方法については具体的な内容を提案書に記載すること。

各項のイベントの回数や目標を整理した表は以下の通り。

大項目	項目	開催回数	参加者数目標
「交流」	miniJ300 の開催	1回	50 名以上
	はたらく女性の異業種交流会	1回	100 名以上
	上記への送客イベント	必要回数	各回 5 名以上
「学び」	スキルアップセミナー	6 回以上	20 名以上
	起業塾	6 回以上	50 名以上
	上記への送客イベント	必要回数	各回 5 名以上
「挑戦」	アワード・ビジコン挑戦：8 件以上		

4 コミュニティ形成・情報発信

「1 交流」「2 学び」「3 挑戦」で得られたネットワークや成果を継続・発展させ、県内で挑戦する女性が相互につながり、支え合い、挑戦機会を逃さず活用できるよう、オンラインを中心としたコミュニティ形成および情報発信を行うこと。また、本事業の成果や県内外の挑戦機会を可視化し、「佐賀県を、女性が“やりたい仕事”を形にできるフィールドにする」という理念の浸透を図ること。

(1) オンラインコミュニティの運営

イベント参加者を対象に、オンラインコミュニケーションツールを用いたコミュニティを設けること。このコミュニティにおいては、RYO-FU BASE からの情報提供、コミュニティ参加者同士のつながり作りや情報交換ができるものとなるよう工夫すること。なお、このコミュニティは、RYO-FU BASE の協力を得ながら設置・運営することとし、事業終了後は RYO-FU BASE に引き継ぐこと。また、以下の趣旨を踏まえた、女性が気軽に参加できるオンラインのコミュニティを構築・運営すること。

- ・ セミナー受講者やイベント参加者が質問・相談・情報共有を行える常設のオンラインの場を整えること
- ・ 挑戦内容に応じ、必要な人材や支援機関、企業担当者等との引き合わせを行うこと
- ・ 参加者の継続的な交流、キャリアや事業の壁打ち、協働可能性の探索をオンラインで支援すること
- ・ オンラインコミュニティ内で共有された写真等は、本人の同意なく悪用・二次利用（転載・転用・加工等）を行わないこととし、イベント情報や活動内容の共有・広報など、本事業の趣旨に沿った目的での利用のみ認めること

(2) コミュニティマネージャーによる運営体制の構築

オンラインコミュニティを継続的に活性化させるため、コミュニティマネージャーを1名以上配置すること。コミュニティマネージャーの役割は以下のとおりとする。オンライン相談対応

- ・ 挑戦者同士のつながりづくり支援
- ・ 必要な支援機関や企業の紹介
- ・ オンライン勉強会や座談会等、小規模企画の立案・運営
- ・ コミュニティ活動状況の可視化およびレポート作成

(3) 多様な参加者の受け入れ

コミュニティは、本年度の受講者だけではなく、過年度イベント参加者、県内企業で働く女性、起業志望者、学生、子育て・介護期の女性など、挑戦を志す幅広い層が参加できる開かれた場とすること。

(4) オンラインでの学び・交流機会の創出

オンラインを中心に、以下のような自律的な学び・交流の機会を設けること。

- ・ キャリア形成、金融知識、地域課題解決、デジタルスキル等のオンライン勉強会
- ・ 小規模なオンライン座談会、ロールモデル対談
- ・ アワード情報、女性向け支援制度、ピッチコンテスト等の募集情報の周知
- ・ 挑戦者の活動紹介や成功事例の共有
- ・ オンライン壁打ち（1対1／1対多）

(5) Web サイト・オウンドメディア・SNS 等による情報発信

本事業専用の Web サイトまたはオウンドメディアを整備し、以下の情報を継続的に発信すること。

- ・ 本事業の取組や成果（挑戦事例・共創成果・インタビュー等）
- ・ 女性の挑戦に関するコラム、ニュース、ノウハウ記事
- ・ 県内外の支援制度、アワード、イベント等の募集情報
- ・ 参加者の声、活動レポート、動画・写真等の発信

発信にあたっては、Instagram、Facebook 等 SNS を併用し、ターゲット層に届く発信設計とすること。

(6) 新聞広告・広報媒体の活用

県内女性の挑戦を広く社会に伝えるため、新聞広告、広報紙、メディア連携等、オンライン媒体も適切に活用し、本事業の存在や成果を多様な層に届けること。

(7) 挑戦機会の情報集約・一元発信

県内外の支援施策、アワード募集、研修・セミナー、ピッチイベント等について、情報収集を行い、オンラインコミュニティや SNS 等を通じて一元的に発信すること。また、商工団体、金融機関、市町村等と連携し、情報の偏りがないよう体系的な情報提供を行うこと。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) イベント等の実施について

- ・ 参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナー・イベント等の運営に必要となる業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記

録等については、全て受託者の責任において行うこと。

- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。
- ・ 女性起業家・起業志望者や支援者等の幅広い参加を募り、挑戦機会へのアクセス格差をなくすため、当事業の一環として開催するイベント等には原則として無料で参加できるものとすること。(なお、当該イベント等に付随して、別に時間を設けて行われる任意参加の懇親会等についてはこの限りではない。)

(2) 広報について

- ・ セミナーやイベント等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、ポスター・チラシ等の制作や各種広報媒体の積極的活用、県内事業所等への個別訪問なども行うこと。なお、チラシについては RYO-FU BASE が別途作成する送付リストなどを参考に、広報効果の高いと思われる機関に対し受託者が印刷から発送までを責任を持って行うこと。
- ・ インターネット上に、当事業専用のランディングページを設けるとともに、SNS (Facebook、Instagram 等や RYO-FU BASE が支援している起業家や支援者等が参加する Slack のスレッド等) を活用し、事業の実施状況のきめ細かな周知・広報に努めること。

(3) 外部の機関との連携及び外部人材の活用について

- ・ 当事業は県内における創業・起業・スタートアップのいわば「土壌」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。
- ・ 上記の趣旨から、セミナー等での講義・講演の他、個々の起業家等への相談・助言やモニタリング等に当たっては、地域人材を中心とし、外部人材を活用することも妨げないが、これらに対する謝金等の額は、受託者側の内部規定など一定の根拠に基づいて節度ある範囲で定めること。
- ・ 事業の実施にあたっては RYO-FU BASE が行う他の事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。報告書には参加者数、成果、課題、改善点、写真等を含めること。

第6 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告する。

- (3) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関とも十分な連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者、及び本事業に従事する講師等は、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守するとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏の無いようにすること。
- (11) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を受けながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。
- (13) 本事業は挑戦機会へのアクセス格差をなくすため、開催イベントは原則として無料開催とする。